相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区熊谷九六六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小林　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
新潟市中央区新光町一〇番地二技術士センタービル七階
相続財産管理人　弁護士法人新潟第一法律事務所　代表社員弁護士　和田　光弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市白山町一丁目二八三番地四、最後の住所新潟県燕市白山町一丁目一番一二号
被相続人　亡　星野　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
事務所新潟市中央区西堀通三番町八〇〇番地一西堀セントラルハイツ一〇〇一号
相続財産管理人　弁護士　松岡　立行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字赤羽六三五番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　白鳥　稔文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
長野市大字南長野西後町六二四番地三
相続財産管理人　弁護士　山岸　重幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市黒野五五二番地一、最後の住所岐阜県岐阜市上土居一一二〇番地一キャッスルハイツ上土居二〇一号室
被相続人　亡　東野　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
事務所岐阜県岐阜市美江寺町二丁目一番地蚕糸会館三階　山田貞夫法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　貞夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区市岡元町三丁目一二番地、最後の住所京都市山科区西野八幡田町一一番地
被相続人　亡　小川　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
京都市中京区河原町二条西入ル河二ビル五階　木内総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤進一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区岡崎西福ノ川町八番地、最後の住所京都市東山区本町十五丁目七九四番地養護老人ホーム洛東園
被相続人　亡　雨宮　嘉子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
事務所京都市左京区丸太町通川端東入る東丸太町九番地井上ビル二Ｆ
相続財産管理人　司法書士　中野　篤子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市港区港晴二丁目七番地、最後の住所大阪市港区磯路二丁目四番一九号
被相続人　亡　八木　君枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階
相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市住吉区墨江二丁目三二番地一、最後の住所大阪府羽曳野市桃山台四丁目一〇五番地の一一
被相続人　亡　藤本　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
堺市堺区中瓦町一丁四番二七号小西ビル六階
相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県真庭市蒜山東茅部二七二番地二、最後の住所岡山県真庭市蒜山東茅部二七八番地
被相続人　亡　坂本　義正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
岡山県真庭市勝山三三九番地三
相続財産管理人　下垣　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市宮田町九番、最後の住所長崎県佐世保市宮田町九番二九号
被相続人　亡　田原　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十六日
長崎県佐世保市木場田町三番三四号
相続財産管理人　司法書士　横田　浩明

三ッヶ峰ウインドシステム及び蚕飼山ウインドシステムに係る対象事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社ジャネックス
代表取締役　川上　繁幸
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号
Ｆ・Ｔビル五階

二、対象事業の名称、種類及び規模
三ッヶ峰ウインドシステム
風力発電事業
出力　四〇、〇〇〇キロワット
（風車　二、〇〇〇キロワット　二十基）
蚕飼山ウインドシステム
風力発電事業
出力　四〇、〇〇〇キロワット
（風車　二、〇〇〇キロワット　二十基）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業の実施をシグマパワージャネックス株式会社へ引き継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
シグマパワージャネックス株式会社
代表取締役　石井　八弥
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号
平成二十五年十一月二十六日
福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目八番二八号Ｆ・Ｔビル五階　株式会社ジャネックス
代表取締役　川上　繁幸